

## 地域活性化起業人制度による派遣に関する協定

株式会社〇〇(以下「甲」という。)と小樽市(以下「乙」という。)とは、地域活性化起業人制度により、甲からその社員を乙に派遣させるに当たり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、次のとおり協定する。

### (職員の派遣)

第1条 甲は、そのノウハウや知見を活かし、乙が行うデジタル化の推進に資するため、甲の社員としての身分を有したまま、社員〇〇〇〇を乙へ派遣する。

2 派遣社員の派遣期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を延長し、または短縮することができるものとするが、令和9年6月30日を限度とする。

3 前項の派遣期間において、甲が乙に派遣社員を派遣する比率は概ね5割以上とし、あらかじめ稼働日を通知するものとする。

### (派遣期間中の職務)

第2条 派遣社員の乙における職務は、次のとおりとする。

(1)Microsoft365 を活用した業務の効率化等に向けた支援や改善策の提案

(2)Microsoft365 等に関する人材教育支援

(3)その他本市行政に関するデジタル化推進に必要な事項

### (費用負担)

第3条 乙は、本協定に基づく派遣に係る費用として、甲に年額〇〇〇万円を支払う。ただし、派遣の期間が1年に満たない場合は月割りにより計算することとし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

### (労働条件)

第4条 派遣社員の労働時間、休憩時間、休日等の労働条件については、乙の条例、規則その他の規程を準用する。

### (休暇)

第5条 派遣社員の休暇については、甲の規定によるものとする。ただし、休暇の取得に当たり、必要に応じ派遣社員は事前に乙による了承を得るものとする。

### (給与の支給等)

第6条 派遣社員の給与及び賞与は、甲の定める支給基準に従い、甲が派遣社員に直接支給する。

2 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、退職金引当並びに健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険及び労働災害補償保険の事業主負担分に係る相当額は、第3条に定める額を限度として、甲の請求に応じて乙が負担する。

3 派遣社員の派遣期間中の乙の用務に係る旅費相当額は、乙の条例、規則その他の規程を準用し乙が支給する。

### (社会保険)

第7条 派遣社員は、派遣期間中も甲の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

### (災害補償)

第8条 派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、甲の規程に基づき甲において処理するものとする。

### (定期健康診断)

第9条 派遣社員に対する定期健康診断は、甲の規程により甲において行い、その費用は甲の負担とする。

### (出勤状況等の通知及び報告)

第10条 乙は、派遣社員の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、定期的に甲に通知する。また、甲は必要に応じ乙に報告を求めることができる。

### (信用失墜行為の禁止)

第11条 派遣社員は、乙の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

### (秘密を守る義務)

第12条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方より機密として開示された情報(技術情報・営業情報・財務情報などを含むがこれらに限らない。)を本協定中はもとより本協定終了後においても相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。また、本協定に基づく目的にのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、派遣社員が派遣期間中に職務上知った又は知り得た情報の機密を守らしめ、かつ、派遣社員がそれらの情報を職務上の権限なく第三者に開示又は漏洩したことによって乙に損害を与えた場合は、その責めを

負うものとする。

**(個人情報の取り扱い)**

第13条 甲が乙に開示する派遣社員の個人情報は、業務上必要な範囲に限定する。

2 乙は、甲が開示した個人情報を本協定等に基づく目的のみに使用し、それ以外の目的で使用してはならない。

3 乙は、甲が開示した個人情報を第三者に開示または提供する必要がある場合、あらかじめ甲に通知し承諾を受けなければならない。

4 乙は、甲が開示した個人情報を本協定等に基づく目的以外の目的で複製、変更または抹消してはならない。

5 乙は、第三者が容易にアクセス可能となるような状況、環境等で、当該個人情報を使用または管理してはならない。

6 乙は、本協定等の効力が消滅した場合または甲から要求があった場合、当該個人情報を、甲の定めるところに従い、返却または廃棄する。

7 万一、甲が開示した個人情報の漏洩等が発生した場合またはその恐れがあると甲が判断した場合には、乙は甲の求めに応じ、乙の事業所および乙が個人情報にアクセス可能である場所を、法令に反しない限りにおいて甲が調査することに同意し、それに協力する。

**(分限及び懲戒)**

第14条 派遣社員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議の上、原則として乙の定めるところにより行う。

**(教育及び研修)**

第15条 甲は、必要に応じ、乙の業務に支障のない限り、派遣社員を甲の教育・研修に参加させることができる。この場合の旅費等は、甲の負担とする。

**(職務著作・発明の取扱い)**

第16条 派遣社員が派遣期間中に乙の業務において創作又は開発した著作物若しくは発明その他の知的財産は、別途甲乙間で特段の書面による合意がない限り、乙の規定等に従い、その権利の帰属を決定し処理するものとする。

**(損害賠償)**

第17条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた一切の損害を賠償する責めを負う。

**(反社会的勢力の排除)**

第18条 甲及び乙は、相手方に対し、本協定締結時において、自らの代表者、役員または実質的に経営を支配する者または本契約を代理若しくは媒介する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙が、相手方が前項に違反している可能性があると合理的な根拠に基づき判断した場合には、相手方に対し調査協力を求めることができる。調査協力を求められた当該相手方は、正当な理由なく当該調査への協力を拒否できない。

**(請求及び支払い)**

第19条 甲は、乙に請求すべき派遣負担金の当該年度分を年度末日までに乙に対して書面により通知し、乙は、当該請求額の全額を甲が指定する金融機関に振込により支払う。

**(その他)**

第20条 本協定に定めのない事項、又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 (住所)  
(法人名)  
(代表者)

乙 小樽市花園2丁目12番1号  
小樽市  
小樽市長 迫 俊哉